

## 公益財団法人京都大学iPS細胞研究財団役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団定款（以下「定款」という。）

第19条第2項及び第34条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する支給基準について定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第28条第1項に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、財団を主たる勤務場所とし、週に3日以上勤務する役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称の如何を問わない。費用（以下に定義する。）とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団（以下「財団」という。）が支給する役員の報酬等は、非常勤役員のうち理事については無報酬、監事の職務執行については1時間あたり2万円とする。

2 常勤役員の報酬等は、別表1の号俸に基づき理事長が理事会の議を経て決定する俸給月額、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団職員給与規程（以下「給与規程」という。）

第14条に規定する都市手当、第15条に規定する住居手当及び第30条に規定する年度一時金に準ずる手当、並びに賞与として、給与規程第26条に規定する期末特別手当に準ずる手当を支給するものとする。ただし、報酬等の総額は定款第34条第1項に基づき評議員会において別に定めた総額の範囲内とする。

3 常勤役員には、給与規程第16条に規定する通勤手当に準ずる手当を支給することができるものとする。

4 財団は、代表理事が定款第23条第1項に規定する評議員会又は同第37条第1項に規定する理事会を招集する場合、定款第19条第1項又は第1項の規定にかかわらず、会議出席の謝金として、出席者に対し、別表2の区分ごとの額を支給することができるものとする。ただし、常勤役員には支給しないものとし、理事会及び評議員会が同日に開催さ

れ、両会に出席する者については、一の謝金のみを支給するものとする。監事については、会議所要時間によることなく謝金のみを支給し、第1項に規定する単位時間ごとの報酬等は支給しない。

(報酬の日割り計算等)

第3条の2 常勤役員の俸給月額を支給については、次の各号のとおりとする。

- (1) 新たに常勤役員となったとき その日からの俸給月額及び都市手当に準ずる手当  
(以下「俸給月額等」という。)
  - (2) 常勤役員が離職したとき その日までの俸給月額等
  - (3) 常勤役員が死亡したとき その月までの俸給月額等
- 2 前項第1号又は第2号の規定により支給する場合の俸給月額は、その月の現に勤務した日数を基礎として日割り計算を行う。
- 3 この規程において、報酬等の額を算定するとき、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

(報酬等の支給方法)

- 第4条 第3条第1項に掲げる監事の報酬等については、その都度の役員としての業務終了後速やかに現金又は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことにより支給する。ただし、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、報酬等の金額からその金額を控除して支給するものとする。
- 2 第3条第2項及び第3項に掲げる常勤役員の報酬等及び通勤手当に準ずる手当の支給日、支給方法等支給に関する詳細は、給与規程に準ずる。ただし、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、報酬等の金額からその金額を控除して支給するものとする。
- 3 第3条第4項に掲げる謝金については、理事会又は評議員会の開催の必要の都度、現金又は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことにより支給する。ただし、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、報酬等の金額からその金額を控除して支給するものとする。

(退職金)

第6条 役員及び評議員への退職金は支給しない。

(公表)

第7条 財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(費用)

第8条 役員及び評議員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附則

この規程は、財団の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、令和4年6月23日に改定し、令和4年7月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年6月26日に改定し、令和5年4月1日に遡って適用する。

附則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

(別表1)

| 号俸 | 俸給月額    |
|----|---------|
| 1  | 716,000 |
| 2  | 772,000 |
| 3  | 829,000 |

(別表2)

| 区 分   | 理 事 会    | 評 議 員 会  |
|-------|----------|----------|
| 理 事   | 40,000 円 | 40,000 円 |
| 監 事   | 40,000 円 | 40,000 円 |
| 評 議 員 | —        | 40,000 円 |